

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

26

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

05_教育・文化

提案事項(事項名)

教育委員会への社会教育主事の必置規定の見直し

提案団体

大府市

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第九条の二の教育委員会事務局への社会教育主事の必置規定の緩和を求める。

具体的な支障事例

【現行制度】

社会教育法第九条の二において、都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事を必ず置くことと規定されている。

【支障事例・制度改正の必要性】

地域にネットワークを持つ社会教育主事は、今後行政が施策を進める上でますます重要な存在と位置付けられてきている。社会教育の事務を首長部局に移管した自治体は多い。当市においても、他の行政分野と一体的に推進することでより充実した市民サービスを実現するため、地域活動の拠点である公民館をはじめ、以前教育委員会で行っていた社会教育の半分以上の事務を首長部局に移管し、教育委員会に社会教育主事を必置とする必要性が低くなっており、柔軟に人事配置ができないことが支障となっている。実際に当市では、社会教育主事の資格を有する職員9人の内必ず1名を教育委員会に主として配置する必要性が生じている。また、社会教育主事は現状、各市町村で貴重な存在である中、社会教育主事の資格を有する職員全員を、首長部局を主として配置したいとすると、新たな職員に3年間の実務経験に加え40日間の社会教育主事講習へ派遣し資格を取得させる必要がある。限られた人員体制で、社会教育主事を増やすことは困難となってきているため、教育委員会へ必置とすることの見直しが必要である。

当市では、教育委員会が本庁舎、公民館は各地区にあり、事務局が離れているため、現在認められている教育委員会を主とする兼務体制では、本務以外で多岐にわたる社会教育主事の役割を全うすることが現実的に困難であり、支障の解決策につながらないと考えている。

また、令和4年に愛知県内近隣14自治体に対し本支障に関する照会を本市が行ったところ、2自治体で同様の支障が生じていた。

【支障の解決策】

市町村の判断により、社会教育主事を教育委員会事務局に置かず、首長部局に置けるよう、社会教育法9条の改定を求める。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

社会教育主事的能力を適正に発揮できる人事配置が可能となる。

根拠法令等

社会教育法第9条の2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

羽後町、岡山県、広島市、高松市、高知県

○当町では、職員数が少なく社会教育主事の資格を有している者も少ない状況である。社会教育主事を教育委員会事務局に置かず、首長部局に置けるようがあるが、社会教育主事の配置の必須条件、そのものを外してほしい。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

30

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

05_教育・文化

提案事項(事項名)

補欠の教育長の任期の見直し

提案団体

大府市

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が規定する第5条第1項ただし書が規定する補欠の教育長の残任期間の規定の削除、又は前任の教育長が辞職した場合等は、後任の教育長は「補欠」に当たらないとする柔軟な解釈ができるよう求める。

具体的な支障事例

【現行制度】

現行の法律に補欠の教育長の残任期間の規定があり、任期の開始日を変更することができない。

任期の開始日を変更する場合は、現教育長の任期終了後、教育長をあえて一時不在にするしかない状況である。

【制度改正の必要性】

全国の市区において、教育長の任期開始日が4月1日ではない自治体は440(55%)あり、同様の課題を抱えている自治体は全国に多く存在している。

当市教育委員会においても、教育長の任期開始日は10月1日である。教育長の選任に当たっては、教育行政に関し識見を有する多様な人材から最もふさわしい者を任命するべきであるが、任期開始日次第では、候補者の選択肢が限定されてしまっている。

なお、教育長と同様に、議会の手続きを経て選任する教育委員、選挙管理委員、農業委員、公平委員及び固定資産評価審査委員会委員についても、補欠の者の任期は残任期間とすることが法律で定められてはいるが、これらの委員は非常勤特別職である。一方、平成27年4月から始まった新教育委員会制度においては、教育長は常勤特別職であり、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する重要な役割(会議の主宰者、具体的な事務執行の責任者、事務局の指揮監督者)を担うこととなり、残任期間の定めがない常勤特別職である副市長と同様に、計画性をもって職務を全うするためにも、3年間の任期が確保されている必要がある。また、新制度においては、個別に首長が教育長を議会の同意を得て任命するため、他の教育委員と任期を合わせる必要はなく、補欠の者の任期を残任期間とする必要性はなくなった。

また、教育長をあえて一時不在することは、各地方公共団体の教育行政に大きな支障を及ぼすと考える。

【支障の解決策】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が規定する第5条第1項ただし書が規定する補欠の教育長の残任期間の規定の削除、又は前任の教育長が辞職した場合等は、後任の教育長は「補欠」に当たらないとする柔軟な解釈ができるようにする。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

教育長の任期の開始日を年度始めの4月1日に変更することができれば、あえて教育長を一時不在にすることなく、現役の校長を含めた多様な人材から教育長を任命することができ、教育現場への影響を減らすことができ

るとともに、3年の任期が確保された中で職責を全うすることができるようになる。

根拠法令等

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年6月30日法律第162号)第五条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

羽後町、浜松市、島根県、熊本市

○当市は、令和4年1月1日から令和6年12月31日までを任期とする新育長を任命した。その際、教育長を現役校長から選任したが、任期の開始日を4月1日に変更可能か否か議論となった。提案市の効果にあるとおり、教育長の任期の開始日を年度始めの4月1日に変更可能にすることで、より幅広い人材登用が可能になるとともに、学校現場への負担も軽減される。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

136

提案区分

A 権限移譲

提案分野

05_教育・文化

提案事項(事項名)

特別免許状の授与権者について、都道府県の教育委員会から指定都市教育委員会に権限移譲すること

提案団体

名古屋市

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

特別免許状の授与権者について、都道府県の教育委員会から指定都市教育委員会に権限移譲する

具体的な支障事例

市教育委員会は、特別免許状を授与する権限がないため、優れた知識経験等を有する社会人を任用したい場合に、県教育委員会に申請し認めてもらう必要がある。このことにより、優秀な人材を確保したいときに適切なタイミングで免許状を授与することができない。

特別免許状を授与する権限がないため、指定都市教育委員会が免許状を授与したいと考える優秀な人材だと認めたとしても、県教育委員会における優秀な人材の捉え方が異なる場合、その者に対して実際に免許状を授与できない場合がある。

各自治体の固有のニーズを捉えた人材確保及び深刻化する教員不足の根本的な解決のため、自治体内でのみ効力を有する特別免許の授与に係る事務の権限移譲は必要不可欠である。

柔軟な特別免許の授与の実施にあたっては、構造改革特別区域法第19条の規定や自治体間での調整ではなく、権限移譲により各自治体で主体的に授与の基準を設定する必要があると考える。

令和5年第5回経済財政諮問会議においても「特別免許制度・特別非常勤講師の活用促進等による、企業人等の教員としての活躍推進を通じ、教員の担い手確保に向けた取組を加速すべき。」との意見が出されており、教員人材確保は教育の分野にとどまらず国全体における大きな課題となっており、特別免許状の活用促進に向けた権限移譲はその解決の一助となると考える。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

指定都市教育委員会への権限移譲により、これまでは都道府県教育委員会へ申請を行うために、指定都市教育委員会を介して行われていた手続きをなくすことができ、円滑な免許状申請の手続きが可能となる。

権限移譲により、特別免許状を授与された教員を、これまでよりもスムーズに配置することができる。これにより、例えば、採用試験において志願者の少ない理科、技術科、情報科、工業科などを担当することができる優秀な人材を確保することができ、教員不足解消の一助になる。

権限移譲により、指定都市教育委員会が特別免許状を授与できるようになると、自治体ごとのニーズや考えに特化した教育活動を補完する人材の確保をすることができる。

根拠法令等

教育職員免許法第4条及び第5条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

さいたま市、川崎市、相模原市、大阪市、熊本市

○現行法では免許管理者の都道府県が失効や取上げの手続きを行っている。特別免許状を授与された者に問題があった場合でも、都道府県が取上げ等の対応をとることとなる。権限移譲の必要性としては、前述の外、

①現行では採用選考合格後に都道府県に特別免許状授与申請をするため、実質の採用内定を免許状授与決定時期と捉えると、採用内定が大幅に遅れるといえる。人材確保・採用早期化の観点からすると、採用選考と特別免許状授与を一体的（並行的）に行う必要がある。

②現行では採用選考合格後に都道府県に特別免許状授与申請をするため、採用選考合格となるが、特別免許状授与が認められず、時間、労力、費用をかけて決定した合格者を教員として採用できない可能性がある。人材確保の機会喪失回避の観点からすると、採用選考と特別免許状授与のための教育職員検定を一体的（並行的）に行う必要がある。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

154

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

05_教育・文化

提案事項(事項名)

義務教育における「都道府県教育委員会の指導、助言及び援助」の規定並びに関係条文の対象からの指定都市の除外

提案団体

岡山市

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

市町村は、小学校及び中学校の設置義務を有している。加えて、指定都市は、学級編制基準・教職員定数・教職員の任免・給与の決定等の事務を執行しており、義務教育の実施に係る権限及び組織体制等は都道府県と同等である。

よって、義務教育においては、事務の適正な処理を図るための指定都市への必要な指導・助言・援助等について、道府県教育委員会ではなく、文部科学大臣によるものが適当であることから、「都道府県委員会の指導、助言及び援助」の規定及び関係条文の対象から指定都市を除外すべきである。

具体的な支障事例

当市は独自の目標・指標を定めているにもかかわらず、県が各種計画等において、当市の数値を含んだ目標・指標を設定したことにより、市民にとってダブルスタンダードとなっている。なお、当市の数値を含んだ目標・指標を設定していることについて、県知事からは、地教行法第48条を根拠とする旨の発言があった。

上記のことから、次のような不要な調整業務が発生している。

- ①学力や問題行動等に関する全国調査結果の公表時に、市民の誤解を招かないよう、「当市分は除く」ことを明記するなど、当市から県に要請する必要性が生じている。
- ②県が実施する調査について、調査の法的根拠などを毎回確認する必要性が生じている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

義務教育における都道府県から指定都市への関与がなくなることにより、県と市でそれぞれ目標を設定するようなダブルスタンダードが解消され、本来不要な調整業務がなくなり、双方の事務の効率化につながる。

根拠法令等

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十八条、第五十一条、第五十三条、第五十四条、第五十五条の二

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、千葉市、川崎市、浜松市、熊本市

-

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

167

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

05_教育・文化

提案事項(事項名)

養護教諭配置基準の見直し

提案団体

岐阜県、愛知県、三重県、大阪府、高知県

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

子どもたちのけがや病気の対応、健康診断などの保健管理、健康相談といった従来からの業務にとどまらず、学業や学校生活、こころの健康など生活全般に悩みを抱える子、保健室登校の子への対応など、社会の変化に伴い複雑化・多様化する課題に対し、養護教諭による臨機応変かつ的確な対応が以前にも増して必要となっている。

そうした状況下で、学校現場で児童生徒に適切に対応していくため、養護教諭の配置基準を見直す(引き下げる)とともに、児童生徒数や学校数・学級数に応じた配置基準のみならず、適時適切な養護教諭の配置が可能となるよう適切な措置を講じること。

具体的な支障事例

義務標準法及び公立高標準法により、養護教諭の配置基準が定められている中、養護教諭に求められる役割が、社会の変化に伴い複雑化・多様化するとともに業務が増大しており、繁忙期を中心として負担感が増している。

特に、配置基準で複数配置が可能となる児童生徒数未満だが基準に近い学校においては、その負担感が顕著であり、コロナ禍での児童生徒の健康管理、健康診断時期などの繁忙期の業務対応に苦慮している。

文部科学省では、令和5年度予算において新規に「学校保健推進体制支援事業」を立ち上げ、繁忙期や現役教諭の研修代替としてOB等を派遣できる経費の助成事業を創設したが、年度の途中で繁忙期や研修期間に絞って、必要資格を持った人材を確保することはかなり困難であり、学校現場の困りごとの恒久的な解消にはつながらない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

根本的な解決のため、個別事業での対応ではなく、養護教諭の配置基準の見直し、柔軟化により、適時適切な配置が可能となり、年度を通じた業務改善につながると考えられる。

根拠法令等

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第8条、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律第10条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

旭川市、岩手県、宮城県、羽後町、茨城県、群馬県、富山県、美濃加茂市、可児市、瑞穂市、岐南町、川辺町、浜松市、京都府、八幡市、兵庫県、島根県、岡山県、広島市、山口県、高知県、熊本市、宮崎県

○健康課題も多種多様になり、養護教諭の加配を申請する学校が増えてきている。しかし、配置できる加配数には限りがあり、現状としては基準を設けて審査を行い、申請校の約半数にしか加配を配置できていない状況である。

○社会の変化に伴い学校が抱える課題が多様化・複雑化しており、その中でアレルギー対応や個別支援等、学校を運営する上で、養護教諭の役割が大変重要となってきているが、現行の配置基準では、全ての学校への配置を考えると、複数配置が可能な学校への配置が困難な状況である。

○配置基準で複数配置可能となる学校が当県では小学校1校であり、配置基準に近い学校においては、通常の業務に加え別室登校の児童生徒の対応や児童生徒の健康管理、健康診断時期などの繁忙期の業務対応に苦慮している。

○いじめ、生活習慣の乱れ、性の問題行動、感染症予防対策等、心身の健康問題が多様化・深刻化し、学校における養護教諭の必要性はますます高まってきている。加えて、不登校児童生徒数が著しく増加し、教室に入りづらい児童生徒を一時的に保健室で受け入れている状況もあるなか、保健室での一人当たりの対応時間や利用者数も増加しており、現行の標準法に基づく養護教諭の配置数では十分ではないため、特に中規模校での養護教諭の増員を行うなど定数の改善が必要である。

○中学校の夜間学級について、標準法では昼間の学級と合算した学級数に基づき教職員定数を算定することとされており、養護教諭が学校全体で原則1人の配置となっている。昼間勤務すると当然夜間には不在となるが、近年、夜間学級には、学齢期に不登校だった方や外国籍の方など特別な配慮や支援を要する生徒が多く在籍している。生徒の実態を踏まえると、養護教諭による生徒対応が一層必要であるにもかかわらず、十分な体制が整っていない。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

177

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

05_教育・文化

提案事項(事項名)

宗教法人法への暴力団排除規定の追加

提案団体

福岡県、宮城県、福島県、九州地方知事会

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

宗教法人から暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者をいう。(以下同じ。))を排除することができるよう、宗教法人法を以下のように改正し、暴力団排除規定の追加を行うこと。

【改正案1】

宗教法人の欠格事由として

(1) 役員のうち暴力団員等に該当する者があるもの

(2) 暴力団員等がその事業活動を支配するもの

を規定すること。(※「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第6条と同内容)

【改正案2】

(1) 宗教法人法第22条の役員欠格事由に「暴力団員等」を追加すること

(2) 宗教法人法第81条の解散命令事由に「暴力団員等がその事業活動を支配するもの」を追加すること

具体的な支障事例

【現状】

法定受託事務として、各都道府県知事は宗教法人の設立認証や規則変更認証などを所管している。暴力団員等が実質的に支配する宗教団体には、適切な法人運営を期待することは困難であるが、宗教法人法には、法人設立の欠格事由として暴力団排除規定がないため、暴力団員等の関与を防止することができない。

国が示すとおり、現行制度上でも解散請求や認証拒否を行うことができる規定は存在するが、暴力団等が関与した結果生じた反社会的事由に対する対応や脱税等の行為に悪用される恐れのある不活動法人に対する対応は一定程度所轄庁の権限で行うことができる一方で、「単に暴力団等が関与しているという事実」のみをもって、所轄庁の権限で規則の認証を拒否するなど、その関与を未然に防ぐ措置をとることは法令上困難である。

【具体的な支障事例】

(1) 宗教法人は、宗教法人法第6条に基づき、公益事業等を行うことができ、税制優遇が認められている一方で、暴力団員等の強い関与を受けている宗教法人がこれを利用して、暴力団の資金とする事案が過去に発生している(別添1、2、3、4)。

(2) 宗教法人設立時、設立後において、暴力団は直接的には関与せず、実効支配している場合など規則の変更認証手続きなどが外形的に適切になされた場合は、仮に調査の結果、暴力団等の関与が分かったとしても、認証拒否等の対応が困難である。

別添5に示すとおり、過去に福岡県内の宗教法人に暴力団関係者が関与している疑いがあると県民から情報提供があったが、県警察に照会する権限がなく、認証拒否することができなかった。このため、認証後の現在も宗教活動を行っている限りは、特段の対応ができない状況である。なお、県警察への照会により暴力団関係者の関与が明らかになったとしても、直接的な反社会的行為がなければ、役員欠格事項の規定がない現状では、認証拒否することはできなかったと思われる。

その他別添6の事例によると、県警察から代表役員が暴力団との関与が疑われる等の情報提供があったが、直接的な反社会的行為がなく、規則の変更認証手続きなども適切になされていたため、認証拒否の対応ができなかった。

なお、当県では、文化庁の「不活動宗教法人対策推進事業」を活用するなどして、不活動法人の解散命令申立や不活動疑い法人の調査を行うなど、不活動法人対策を進めているところ、不活動法人と反社会的団体との関連の疑いがあった場合には、宗教法人法上、不活動を事由に解散命令請求は行うことができるものの、事務所備え付け書類等を毎年所轄庁に提出するなど宗教活動を継続して行っている団体の場合には、公共の福祉に反する行為を行う等しない限り対処することができず、上述のとおり、予防的措置を講ずることができない状況。(3)法人設立後において規則の変更申請が無い場合についても、所轄庁において行使する権限が無く暴力団等の関与を防ぐ措置をとることが困難である。

【類似法人の状況】

なお、宗教法人と同様に公益事業を行うことを目的とする法人のうち、社会福祉法人、NPO法人、公益財団法人及び公益社団法人については、既に所管法等に暴力団排除規定があるため警察への照会や認定の取消し等が可能となっている。

【新たな社会情勢の変化等】

当該事案がマスコミや国会にて取り上げられた

(1)令和5年2月6日の産経新聞・朝刊(2面及び22面)において、「本県など9県が、宗教法人法への暴力団排除規定を設けるよう要望しているが、国が認めていない」旨の記事が掲載される(別添7)

(2)同年2月8日、衆議院予算委員会において、宗教法人の役員が暴力団関係者であることをチェックし、排除することは現行法上可能であるかとの立憲民主党・渡辺創議員の質問に対し、永岡文部科学大臣が答弁を行ったことにより、本提案に対する所管府省の考え方が明らかになった。この答弁を受けて同議員が、「暴力団の関与により、脱税やマネーロンダリング等の犯罪に宗教法人が使われているとの疑いがある」旨を指摘した上で、上記(1)の件を取り上げて、国はきちんと受け止めて検討すべきだ、と発言(別添10)

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

・宗教法人の法人格を悪用した暴力団活動を無くし、安全で平穏な住民生活と社会経済活動の確保に資する。
・宗教法人への暴力団員等の関与を防止することで、宗教法人や法人制度そのものに対する国民の信頼が維持される。

根拠法令等

宗教法人法第6条(公益事業その他の事業)、同法第14条(規則の認証)、同法第22条(役員欠格)、同法28条(規則変更の認証)、同法第81条(解散命令)、同法第87条の2(事務の区分)(別添8)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

大阪府、兵庫県、山口県、宮崎県

○当県においても、公安委員会が指定する指定暴力団が3団体あり、依然として暴力団の活動は活発であり、暴力団が宗教法人の税制優遇措置を利用することで、その税制優遇の趣旨に反し、暴力団の活動のための資金となる蓋然性がある。